

公告第 13号

# 公示送達書

## 公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年6月30日

兵庫県神戸県民センター長  
(神戸県税事務所)

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備考
地方税法第177条の21第6項 国税徴収法第131条	向井 勇也	